

規 約 変 更 書

U A C J 健康組合の規約の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
第 5 9 条（傷病手当金付加金） 被保険者が、法第 99 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 70 に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 （略） （2）傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額 （削る）	第 5 9 条（傷病手当金付加金） 被保険者（<u>被保険者であった者を含む。</u>）が法第 99 条又は法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を受けるときは、その支給を受ける期間、傷病手当金付加金として、1 日につき、当該傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した十二月間の各月の標準報酬月額（被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。）を平均した額の三十分の一に相当する額の 100 分の 70 に相当する額から当該傷病手当金額を控除した額を支給する。 （略） （2）傷病手当金の支給を始める日の属する年度の前年度の九月三十日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額を標準報酬月額の基礎となる報酬月額とみなしたときの標準報酬月額の三十分の一に相当する額<u>なお、法第 104 条の規定により傷病手当金の支給を始める場合においては、「傷病手当金の支給を始める日」とあるのは、「被保険者の資格を喪失した日の前日」と、「被保険者が現に属する」とあるのは「被保険者であった者（任意継続被保険者を除く。）が同日において属していた」と読み替える。</u>

第60条（延長傷病手当金付加金） 法第99条の規定により<u>UACJ健康保険組合</u>から傷病手当金の支給を受ける被保険者が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前平均額の三十分の一に相当する額の100分の70に相当する額を支給する。 （略） 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から<u>起算</u>して18ヶ月を経過したときは、支給しない。 （略） 附則 （施行期日） 第1条 この規約は、<u>令和7年10月1日</u>から施行する。	第60条（延長傷病手当金付加金） 法第99条又は法第104条の規定により傷病手当金の支給を受ける被保険者（<u>被保険者であった者を含む。以下、この条において同じ。</u>）が、法第99条第4項の規定による期間を経過したことによりその支給を受けなくなった場合において、当該期間の経過後、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、引き続き療養のため労務に服することができないときは、その労務に服することができない期間、延長傷病手当金付加金として、1日につき、当該傷病手当金の算定基礎となった標準報酬月額の前平均額の三十分の一に相当する額の100分の70に相当する額を支給する。 （略） 4 延長傷病手当金付加金は、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病に関し、法定給付満了の翌日から<u>通算</u>して18ヶ月を経過したときは、支給しない。 （略） 附則 （施行期日） 第1条 この規約は、<u>令和6年4月1日</u>から施行する。
---	--

